

制限付き一般競争入札（事後審査型）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年6月5日

佐世保市長 宮島 大典

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：佐世保市立保育所及び幼稚園業務支援システム導入業務
- (2) 導入場所：佐世保市立早岐保育所 他2施設
- (3) 契約期間：令和8年7月1日 から 令和9年3月31日
- (4) 業務概要：保育所等における児童情報・登降園管理・帳票作成等を管理するICTシステムの導入
- (5) 審査方法：事後審査型

2 入札参加条件に関する事項

- (1) 次に掲げる条件すべてを満たしていること。
 - ① 佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者は、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有しない者は、本店の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ② 入札日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市入札参加資格申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
 - ④ 導入するシステムは、「システム機能要件表」の必須機能を有していること。
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。
 - ② 本公告日から落札決定日までの間に、佐世保市が規定する指名停止等措置各要綱に基づく指名停止の措置又は佐世保市が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者
 - ③ 同入札に役員重複等の系列関係がある者

3 契約条項等の閲覧

佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等、入札に関する事項は佐世保市役所ホームページで閲覧することができる。

4 最低制限価格

本件は最低制限価格を設定しない。

5 入札保証金

入札の参加にあたっては、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の5%以上の納付が入札前に必要。ただし、下記の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす場合は入札保証金を免除する。

(1) 実績による免除の場合

次の要件すべてを満たすことが必要。

- ① 佐世保市入札参加資格者名簿に登録されている者
- ② 過去2年間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められない。）
- ③ 上記履行実績を証明する書類（契約書等）を提出できること。

(2) 入札保証保険への加入による場合

次の要件すべてを満たすことが必要。

- ① 保険金の受取人を佐世保市長とすること。
- ② 保険金が、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）5%以上であること。
- ③ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

6 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上の契約保証金の納付が必要。ただし、下記の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

(1) 実績による免除の場合

実績による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要。

- ① 佐世保市入札参加資格者名簿に登録されている者
- ② 過去2か年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められない。）
- ③ 上記履行実績を証明する書類（契約書等）を提出できること。

(2) 履行保証保険への加入による場合

履行保証保険による契約保証金の免除は、次の要件すべてを満たすことが必要。

- ① 保険金の受取人を佐世保市長とすること。
- ② 保険金が、契約総額（1年間当たりの額・消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。
- ③ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

7 入札参加申請に係る審査

事後審査のため、入札前の入札参加申請は不要とし、入札後に落札予定者の申請に基づき契約の可否について審査を行う。審査については、「19 落札者の決定」のとおり。

8 仕様書の公開

仕様書については、佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」から仕様書等をダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ仕様書解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の発注課担当に送付先等を連絡しパスワードの交付を受けること。

9 入札

電子メール入札とし、次の要領にて行う。

- (1) 電子メール入札に参加する場合、電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合を除き、事前に参加認証を受けること。下記アドレスに別紙「電子メール入札認証申請書（様式4）」にて申請を行い、佐世保市の認証を受け、「電子メール入札参加認証通知書（様式5）」の交付を受けること。
既に電子申請により本市にメールアドレスを登録している場合は、参加認証済となるため「電子メール入札認証申請書」の提出は不要（「電子メール入札参加認証通知書」は交付する。）。
※落札候補者となった者は、「電子メール入札認証申請書」の原本の提出が必要となります。
- (2) 電子メール入札認証申請書の送信先
メールアドレス：hoyou@city.sasebo.lg.jp
- (3) 電子メール入札認証申請書の受付期間
令和8年6月12日（金曜日）17時15分まで
※時間厳守（受付期間を超過した場合は受け付けません。）
- (4) 電子メール入札参加認証通知書の交付
認証・否認証の通知は、申請されたアドレスに送信し交付する。
- (5) 入札は、代表者（契約締結権限者）名で行わなければならない。代理人名による入札は認めない。
- (6) **必ず添付している入札書を使用し、入札書に押印したものをPDFに変換しメールに添付すること。また、PDFに変換する前のエクセルデータの入札書も添付すること。Zipファイルに保存し、必ずパスワードを設定して送信すること。**
- (7) 入札は「電子メール入札参加認証通知書」及びこれに添付された手順書等の手順に従うこと。
- (8) **市が受信する電子メールは、セキュリティの関係で、サーバーから上記アドレスまでの到着に時間がかかるため、送信は時間に余裕をもって行うこと。**
- (9) 入札回数は、2回とする。
入札は第1回目で落札者が決定しない場合は、再度の入札の日時等を別途通知する。この場合、次回の入札に参加する意思がないときは、入札書に辞退の旨を記入し提出すること。
- (10) 入札は、1件につき1通とする。
- (11) 入札者は入札書の記載事項について訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正個所に押印すること。ただし、首標金額は訂正することはできない。
- (12) 入札書の原本は落札後に提出すること。

10 入札書の受付期間

令和8年6月17日（水曜日） 8時30分から

令和8年6月19日（金曜日） 17時15分まで

※ 時間厳守(受付期間を超過した場合は受け付けない。)通信状況に不具合等があった場合は、入札を延期することがある。この場合は、巻末に記載の担当課から通知する。

11 入札書に記載する金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。記入にあたっては、初期導入経費と9か月分のシステム利用料の総額及び内訳として、初期導入経費及びシステム利用料の月額を記入すること。

12 電子ファイル解除用パスワード通知書の受付期間

令和8年6月17日（水曜日） 8時30分から

令和8年6月19日（金曜日） 17時15分まで

13 質問について

業務内容についての質問は、ダウンロードした仕様書に添付してある本市指定の「質問書」に必要な事項を記載し、巻末に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、FAXにて送付すること。質問はFAXのみとし、電話、口頭での受付は行わない。

質問の期限は、令和8年6月12日（金曜日）12時までとする。

14 開札の日時及び場所

令和8年6月22日（月曜日）9時00分

佐世保市高砂町5番1号 中央保健福祉センター4階 保育幼稚園課執務室

15 開札の立会い

開札時の立会いは本市職員にて行う。

16 入札の無効

次の各号に該当する場合は無効とする。なお無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に名称を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印（会社の印及び代表者の印）がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (5) 送信された入札書が所定の日時まで所定のメールアドレスに到達しないもの（所定の期間前に到達した場合を含む。）
- (6) 「電子メール入札参加認証通知書」の交付を経ずに入札を行った場合
- (7) 「電子メール入札認証申請書」により申請したメールアドレス以外からの入札が行われた場合
- (8) 「電子メール入札参加認証通知書」により市が指定したメールアドレス以外に入札を行った場合
- (9) 送信されたZipファイルにパスワードが設定されていない場合
- (10) 同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メールで送信された入札書（以下「電子メール入札書」という。）が2通以上送信された場合
- (11) 送信されたZipファイルが「電子ファイル解除用パスワード通知書」に記載されたパスワードで開けない場合
- (12) 送信された電子メールにZipファイルが添付されていない場合
- (13) 送信された電子ファイル又は電子メール入札書が、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (14) 紛失などの理由により、電子メール入札書と電子メール入札書の原本が同一のものと確認できない場合、又は送信された申請書と申請書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合
- (15) その他発注課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合

なお、審査の結果、資格を満たしていない場合は、入札を無効とし契約しない。

また、Zipファイルの中に「9 入札」の(6)に規定するPDFデータとエクセルデータが保存されていない場合は、その入札書は無効となる場合がある。無効となった場合は、再度の入札に加わることができない。

17 落札候補者の決定

落札候補者は、本市の予定価格以下の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」第20条を準用し、入札書の「くじ番号」欄に記載された数値を基に次の方法にて落札候補者及び次順位者を決定する。入札に参加する者は、同価となった場合に備え、あらかじめ入札書の「くじ番号欄」に0～999までの任意の数値を記入しておくこと。

ア 同価となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番する。

イ 同価の入札書に記載してある「くじ番号」の数値を合計する。

ウ 上記数値を同価となった入札書の数で割り、余りの数値を算出する。

エ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する業者に決定する。

※くじ引きに移行した場合で、同価となる入札書に数値を記入していなかった場合は、当該くじ番号は「000」を記入しているものとみなす。
落札候補者へは、口頭で通知する。

18 落札候補者の入札参加資格の審査

落札候補者は、令和8年6月25日（木曜日）15時までに、別紙「審査申請書（事後審査型）」に必要な書類を添付し、落札者となることを希望する審査申請を行わなければならない。審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない場合において、他に落札候補者となり得る者があるときは、その者を落札候補者とし、新たに審査資料の提出期限を定めた上で入札参加資格の審査を行うものとし、以後同様とする。審査書類の提出期限は、巻末に記載の担当課から通知する。

19 落札者の決定

落札者は次の要領にて決定する。

審査申請内容を審査し、要件をすべて満たした場合は落札候補者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

20 落札者の周知方法

落札者が決定したら、落札者に令和8年6月29日（月曜日）15時まで（入札参加資格審査を2回以上行う場合は審査書類の提出期限日の翌開庁日15時まで）に口頭で通知し、入札結果を市役所保育幼稚園課で縦覧することで周知する。

21 契約の締結

契約の締結は、日本国の法令等、佐世保市財務規則及び佐世保市が独自に定める要綱等の関係法令規則及び要綱等の基準により、落札通知後に行う。

22 その他の事項

- (1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (2) 落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。
- (3) 契約書は、原則、佐世保市指定様式とする。佐世保市指定様式以外の様式を使用する場合であっても、受注者が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以上とし、佐世保市が支払う遅延利息、違約金等の率は佐世保市が定めた率以下とする。

23 問い合わせ先

佐世保市役所 子ども未来部 保育幼稚園課 松永

電話：0956-25-9739（直通）

FAX：0956-25-9673

保育幼稚園課メールアドレス：hoyou@city.sasebo.lg.jp